

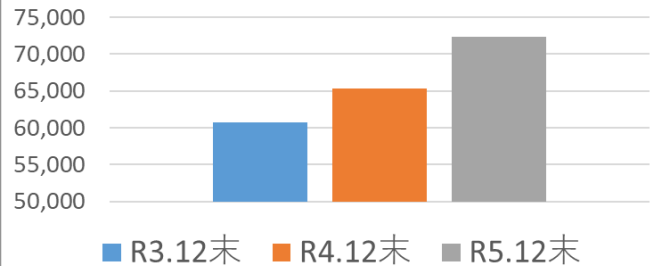
多文化共生・共創実現のための国家戦略特区提案

～実りある育成就労制度への移行に向けた、自治体と国・技能実習機構等との共同・連携戦略～

群馬県

群馬県では外国人住民が増え続けている

群馬県の外国人住民数



不法就労等もワースト上位

総検挙人員に占める
来日外国人の割合

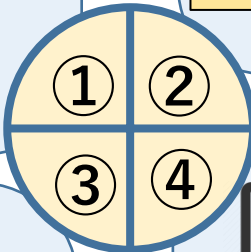
群馬県
5年連続
ワースト1

(R4全国稼働場所別)
不法就労者数

群馬県
ワースト5

(R4全国在留資格別)
入管法違反事件

1位 短期滞在
2位 技能実習



外国人総合相談
ワンストップセンター
外国人雇用適正化推進
プラットフォーム
ベトナム国や各国大使館
との連携 etc...

既に多文化共生・共創は
群馬県の重点的な政策！



しかし、群馬県には
権限なくデータもなし

→よりきめ細かに取り組み
たいが限界あり・・・
→新制度を前に、国とタッグ
を組んで群馬からベストプラ
クティスを発信したい！ 2

提案名	多文化共生・共創実現のための国家戦略特区 ～実りある育成就労制度への移行に向けた、自治体と国・技能実習機構等との共同・連携戦略～		提案No.	1
実現したいサービス・事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 多文化共生・共創を目指す地方自治体と国・技能実習機構等との共同・連携による、技能実習法上の取組強化 2 自治体・監理団体・受入企業で構成する電子プラットフォームを構築し、適正・適法な就労と企業の生産性向上を目指す 3 Slack等を活用し、国・地方自治体・技能実習機構等で構成する e-コンソーシアム（仮称）を構築(有意義情報共有) 			
事業実施体制	国（法務省出入国在留管理庁、厚生労働省等）、都道府県（警察本部含む）、市町村、商工団体、行政書士会、技能実習機構、JICA、JETRO等	事業実施場所	群馬県等	

技能実習制度において国や技能実習機構が実施している技能実習計画の認定、実地検査、改善命令等について、多文化共生・共創に取り組む地方自治体に権限の一部を移譲、あるいは、関与（例：監理団体等に対する検査に参加）することにより、よりきめ細やかな検査や指導、実習計画のフォローを行う。
国等と群馬県とが連携してモデルを示し、新たな育成就労制度を実りあるものとする。

必要な規制・制度改革

【根拠法令等】

技能実習法

8条1項・23条（技能実習計画の認定等）、12条1項（技能実習機構に対する委任）、14条・35条（実地検査等）、15条・36条（改善命令等）、16条・37条（認定の取消等）、56条（地域協議会）

【規制・制度改革の内容】

技能実習計画の認定や受け入れ企業に対する実地検査は国が技能実習機構に委任して実施している。これらの権限の一部を地方自治体に移譲あるいは関与する仕組みを構築する。

規制改革の実現・サービスの実装により実現される地域の姿

- 1 企業者の生産性の向上
- 2 外国人不法就労の防止
- 3 技能実習生の失踪数減少
- 4 外国人犯罪の減少
- 5 就労定着の実現
- 6 我が国が、アジア等の国々から「より選ばれる国」となること
- 7 地域住民の安心・安全感の向上

1. 地域協議会*の強化

*技能実習制度における地域協議会（Ⅳ参照）

- ・外国人県民の活躍（**多文化共生・共創**）の視点で構成メンバーを追加
- ・デジタル技術も活用し、情報共有を強化

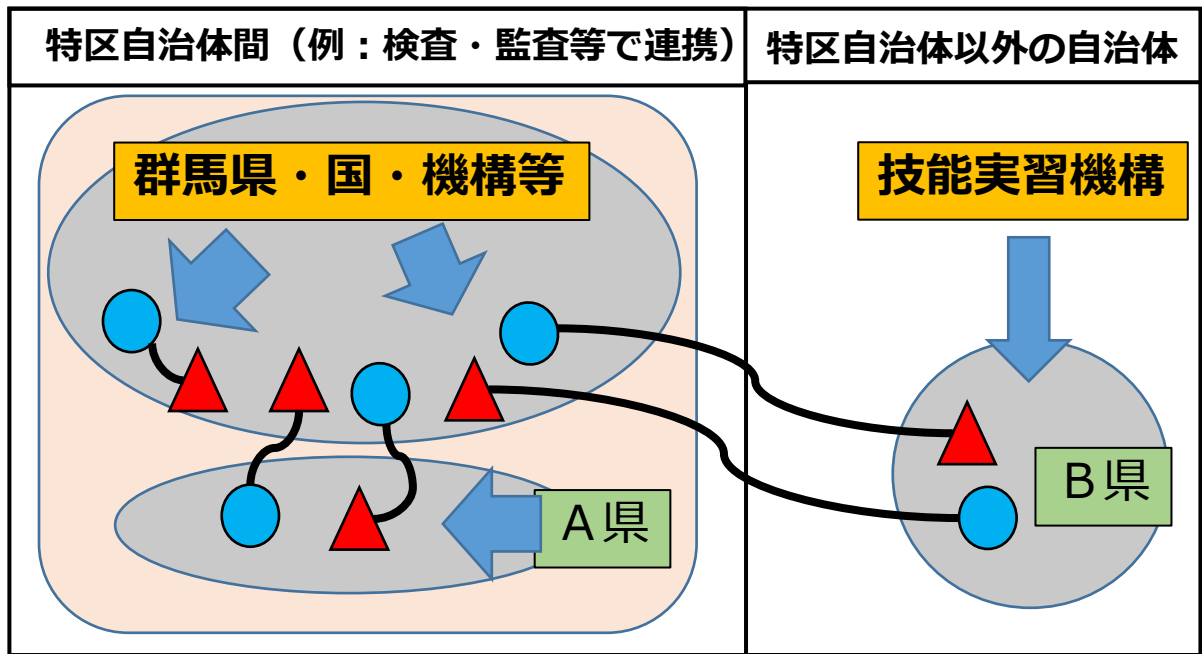
2. 国（技能実習機構）と連携協定（仮称）の締結

- ・特区自治体管内の監理団体と受入企業情報等を共有
- ・国（技能実習機構）が行う検査等の共同実施や意見徴収の仕組みを構築

3. 国（技能実習機構）と共同で実地検査、改善命令等を実施

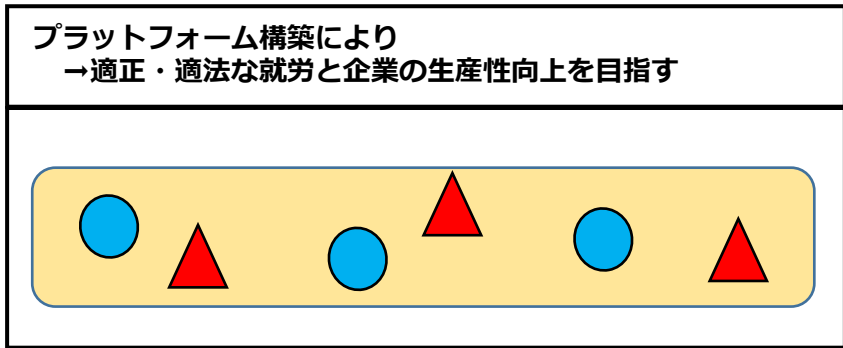
- ・外国人県民の活躍（**多文化共生・共創**）の視点で参画
 - －地域協議会で得られた有意義情報を監理団体や受入企業に共有
 - －生活者としての外国人材の視点に立った指摘、アドバイス
 - －困難な案件等は適宜地域協議会で議論し適切に対応

1 自治体と国等との連携により技能実習（新育成就労）制度を実りあるものに

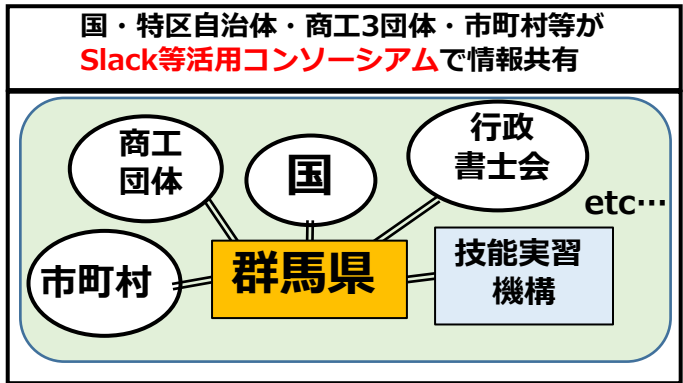


- （前提）**
- ・ 特区自治体は国等と情報を共有
 - ・ 検査等を共同実施
- （特区自治体管内）**
- ・ 共通する監理団体・企業の情報共有
 - ・ 連携した検査等の実施
- （特区自治体以外の自治体管内）**
- ・ 技能実習機構による監督等
 - ・ ただし、特区自治体内にも同監理団体・同企業がある場合は特区に準ずる

2 自治体・監理団体・受入企業による電子プラットフォーム構築



3 e-コンソーシアム構築



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書(R5.11.30) 抜粋

7 国・自治体の役割 【提言】

②制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整、業所管省庁や関係機関への助言、送出国との連携の強化等、制度全体を適正に運用する上での中心的な役割を果たすものとし、技能実習制度における地域協議会を参照して同様の協議会を組織することなどにより、地域の特性を踏まえた新たな制度及び特定技能制度の適正化等を図るものとする。

～中略～

⑤各自治体は、上記②の協議会に積極的に参画し、同協議会等を通じて業所管省庁等とともに共生社会の実現や地域産業政策の観点から外国人材の受入れ環境の整備等に取り組むとともに、外国人受入環境整備交付金や外国人支援コーディネーターを活用するなどして、外国人から生活相談等を受ける相談窓口の整備や、外国人の生活環境等を整備するための取組等を推進する。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抜粋）

技能実習計画

（技能実習計画の認定）

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）とその子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人）は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画（以下「技能実習計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（機構による認定の実施）

第十二条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人技能実習機構（以下この章において「機構」という。）に、第八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第四項において同じ。）に関する事務（以下「認定事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

（機構による事務の実施）

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
- 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

（改善命令等）

第十五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、又はこの法律その他出入国若しくは労働に関する法律若しくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該実習実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し等）

第十六条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

- 一～七 略

監理団体

(改善命令等)

第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～五 略

補則

(地域協議会)

第五十六条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。